

警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項の人事委員会規則で定める作業を定める規則をここに公布する。

令和2年7月28日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第14号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項の人事委員会規則で定める作業を定める規則

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年条例第56号）附則第4項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う犯罪捜査、交通捜査等、看守護送、人命救助、保護又はこれらに付随する作業
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された死体又は汚染された疑いがある死体の取扱い
- (3) 患者等の移送
- (4) 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所において行う犯罪捜査、犯罪鑑識、交通捜査等又はこれらに付随する作業
- (5) 留置施設等における新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる作業として人事委員会が認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。